

お客さま各位

愛媛信用金庫

「個人のお客さま向けインターネットバンキング」の長期未利用にかかる
利用停止措置・解約措置の導入に伴う利用規定の一部改定について

平素は、愛媛信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、インターネットバンキングサービスによる不正送金被害の未然防止等を目的として、「個人のお客さま向けインターネットバンキング利用規定」を下記のとおり一部改定するのでご連絡いたします。

記

1. 改定内容

- (1) 本サービスを1年以上未利用の場合は、当金庫から事前に通知することなく利用停止（資金移動取引の停止）させていただくことを追加いたしました。
- (2) 本サービスを2年以上未利用の場合は、当金庫から通知せずに解約させていただくことを追加いたしました。

【個人のお客さま向けインターネットバンキング利用規定 新旧対照表（抜粋）】

改定後	現行
第16条 利用停止等 <u>1. 次の場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用を停止することができるものとします。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。</u> <u>(1) 1年以上にわたり本サービスの利用がない場合。</u> <u>(2) 不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合。</u> <u>2. 本条1. (1) にかかる利用停止の場合は、資金移動取引が停止となります。資金移動取引停止後は、「当金庫本支店および他金融機関への振込」、「税金・各種料金の払込み」はできません。「残高照会」、「入出金明細照会」は引き続き利用可能です。資金移動取引を再開する場合は、お客様は当金庫に連絡のうえ、所定の手続きを行ってください。</u> 第17条 解約等 <u>3. 未利用による解約</u> <u>2年以上にわたり本サービスの利用がない場合、お客様に通知することなく当金庫は本契約を解約することができるものとします。</u>	第16条 利用停止等 1. 不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫がお客様に対する本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、お客様に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。これにより生じた損害については当金庫は責任を負いません。 <u>2. (追加)</u> 第17条 解約等 <u>3. (追加)</u>

2. 改定日

2026年7月27日（月）

以 上